

浮嶋神社用

むらの
あはみ



編区瀨牛大字町信重

序 文

こんにち私達の住んでいる牛淵部落が現在の土地に遷郷してから二八〇年を迎えました。

このときに本誌を編集する事が出来ました事は大変喜ばしいことです。わたしたちは昔からいたる処でさまざまな生活が営まれていることを学んで来ましたが、その生活は過去の人々の長い間の努力によつて築かれて来たものであり私達の生活もそうした祖先が苦難を繰り返した遺産のようなものです。

いまわたしたちは嘗々と村造りを行なつて来た祖先の遺徳を偲び二八〇年もの昔に既に現在のような区画が定められて集団の遷郷が行なわれました大事業の由来をたずねて心の糧とし現在の生活をよりよくし部落の発展に励んでつぎの世代に伝え送つてゆくことが現代のわたしたちの務めであり誇りではないかと思ひます。そういった意味合から本誌も企画され区に於ても昭和三十六年四月四日に二八〇年祭典を与行したのでした。

本誌の編集は想像以上にむづかしかつたが郷土史研究をされている熱心な人達により、ある程度の資料が集められて居たことはせめてもの幸でありました。而し過ぎ去つてしまつたことは中々にわかりにくいもので況して移り変りの跡を草稿することはたやすい事ではなかつたのです。私達が平素から目にふれ耳にする古いこととがらに興味をもつておればそれから歴史の糸をたぐつて行くようなもので編集内容もそういつたものが多い事を御了承下さい。私達の部落には水に苦しみ悩んだ歴史もあるのですが一編も編集出来なかつたことと部落

年代曆を添附出来なかつた事が残念でした。又明治年代については削余しています之れ等も機会があれば続いて編集したいものです。

本誌編集にあたり渡部涉大西隆成の両氏は御多忙な日々を草稿につとめられて本誌発行の根源となりました。厚く御礼申上ます。又御協力、助言を下さり表紙は窪田郡平氏に御世話になりました。それぞれ心から御礼申上ます。台字はむらの歩みと致しました部落発展のあゆみとなります事を願つてやみません。

昭和三十七年一月

大字牛淵区長 露 口 文 雄

目次

一 牛淵の村落形成と行政区並行政の移り変りについての考察	一
二 浮島神社の社伝並に氏人、氏子関係についての考察	三
三 牛淵霊社と堀池霊社についての考察	八
四 道音寺と墓制についての考察	一〇
五 藩政時代の牛淵	一二
六 牛淵の伝承	二〇
お鷹殺し	二〇
新開屋敷	二一
長塚の石地藏	二二
古味明神	二三
若宮	二三
稲荷	二三
御陵松	二四
明賀塚	二四

七 人物小伝

戒能辯石衛門

二五

橘 勝治

二五

重松寛勝

二六

大西良実

二七

仙波弥助

二八

八 古墳

二九

一 牛瀨の村落形成と行政区並びに 行政の移り変りについての考察

原始時代

古くは大人浮地であつたといふ伝承があるが、これは、河野家録に載する古書に、可美羣牙比古尼尊、尊鎮座所は、大人浮地、云々とあることに起因していると思われるのである。此の頃は、この地方の豪族即ち首長が其族人、若しくは部民をひきいて開墾をなして、新たに村を建て、部族の祖神を祭りて、団結をかためたものである。敬神開拓創造の精神が伺える。

大和時代 大化の改新

中大兄皇子、中臣鎌足等によつて統一国家をつくりあげた大化の改新が行なわれると、地方政治の組織も段々と整えられ、大宝律令により全国を畿内七道五十八国三島に分けたのである。(国郡里制)

この時、伊予の国は十四郡、その内訳は、宇麻郡、新居郡、周敷郡、桑村郡、越智郡、野間郡、和氣郡、風早郡、温泉郡、久米郡、浮穴郡、伊予郡、喜多郡、宇和郡であ

る。又久米郡内の里は、石井、神戸、余戸、天山、吉井となつてゐる。

尙大宝令は五十戸を以て里となし、里毎に長一人を置く云々とあり、郡は之の含む里の数により之を分ち、二十里以下十六里以上を大郡、十二里以上を中郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡となしてゐる。更に里の中は五保制がしかれ、五戸を似つて組がつくられ行政の単位をなしたのである。

この頃から氏族を単位とした政治から、五保を単位とする政治に移り変わるのである。

奈良時代

靈龜元年(西暦七一五年)の郷里制。

これまでの里を郷と改称し、郷の下にさらに里が設けられた。これを郷里制という。尙この郷里制は天平年間に廃止され、郷だけが残された(和歌森太郎著、日本歴史)国史見在伊予国神社集(明応九年文章博士大内記菅朝臣著)室町時代に書かれたもの)によれば、神龜五年の郡郷が次のように見えている。

久米郡 七郷

天山郷 吉井郷 石井郷 神戸郷 余戸郷 古屋野郷

野々口郷

浮穴郡 八郷

拝志郷 荏原郷 井門郷 出部郷 熊山郷 小山田郷

湯並郷 田井郷

尙この中、田井郷について次のことが附記されている。
久米郡吉井神戸の両郷を分割し、浮穴郡に附属。別名を置き、此の郷を浮穴という。考察するに郷里制の頃は次のようになつたと考えられるのである。

浮穴郡、浮穴の郷（宇城安奈、宇城名、宇気名）

田井保内浮洲：古文書に見えている。

どこまでも保（組）は行政の単位として重視されており、保は必ずしも五戸を一貫したものではなく、かなり大きな保も出来ていたのである。

保の制度は、之を一ゆひ（結）の制度ともいふ結合、団結の意である。保内のもは互いに助けあい、恩愛と親誼を重んじ、事を協同で処理し、美しくも床しき良風が存して居たとの事である。

この制度は徳川時代の五人組制度へ移行するのである。

鎌倉時代

続伊予温故録には、牛淵太郎美作守孝房は、源実朝の御家人であつたことが見えており、又牛淵、田窪の地を安堵され領有した事も見えている。尙、予陽

河野家譜によれば、孝房や孝房が牛淵の名を名乗つてゐることが明確である。

これらの事から考察すれば、牛淵の村落名が確立したのは、鎌倉幕府の成立頃からだろうと思われるのである。鎌倉時代に入つてから、国司、郡司の王朝政治は、守護、地頭職による武家政治へと変るのである。

室町時代

伊予日記（明応三年甲寅秋九月成、四条権中納言藤原隆景撰）には次のように見えている。

浮穴郡 浮穴郷 田井保内 牛淵

江戸時代

浮穴郡 宇気名郷 牛淵村 ○○組

此の時代政治組織として、特有の重要性をもつたのは、村の中に組織された五人組制度である。

五人組のねらいは隣保相依の原則であつて、五人組といつても五家に限られたものではない。又貧富に拘はらず、門地の高下を問わず、共に一組に包括したのである。

尙五人組は世襲制であつて、父の代に属せし組は子の代にも亦属さねばならない。原則上永久に保つべきものであつた。組長は又組親ともいひ、組合の互選又は庄屋の指名によつてきめられ、全組員の実印を保管し、組長の

奥印がなければ凡ての証書は法律上効力がなかつたのである。

明治維新後の牛淵の所屬行政区の変化。

。明治四年、廃藩置縣の時、松山縣、浮穴郡、牛淵村

。明治五年、石鉄県浮穴郡、牛淵村

。明治六年、愛媛県、浮穴郡、牛淵村

。明治十一年、愛媛県、下浮穴郡、牛淵村

。明治二十二年、市町村制実施の時、愛媛県温泉郡南吉

井村大字牛淵

。昭和三十一年、南吉井、北吉井、拝志の三村合併、重

信町大字牛淵

二 浮島神社の社伝並に氏人氏子 関係等についての考察

海進作用の盛んであつた数千代の太古の国稚こわき時において、この地方で漁獵狩獵の生活に行きづまりを生じた際、味い葦あしの穂を発見されたことに困りて、原始的懇耕農を御開発になり、民生の生活を救い、化育され、子孫に伝へて神聖の徳を樹てられて、日本民族の生命と生活

の根源を開運された日本民族の根幹の大祖神を、可美かみ葦牙あしかひ彦ひこ舅なむと尊のみことと称号し、御尊崇申し上げているのが、浮島上神、即ち浮島神の御主神である。

浮島上神は大祖大氏神として、生活生産開運の神、農業守護の神として、この地帯の弥生文化時代より深く尊崇され、人間生命生活守護の神、引いては、人間生命本源の神として信仰されている。

大人産地おとしぢ又は大人浮地おとしぢとこの里を称する大人の名称の根拠は、この神により、この神を奉ずる、この地方の部族の首長を代々大人と称したらしく、大古は、代々この首長が、同殿同床に奉斎して来たが、崇神天皇の朝勅により、天社として、左京神別物部大連大新川命の孫、小千足尼すくなによりて鎮祭された。これを浮島の宮、浮島上宮、中世、浮島神宮と称す。旧石器時代の御靈代みたましろにより其の古きを推証することが出来る。

大和時代

漸く鉄器使用の農耕文化が始まる頃、小千益躬公、大山積神たかづかみのかみ（山林田畑の神）高たか雷かみ神かみ（雨を掌とらせ給ふ神）雷いかづち神かみ（又の御名を分わけ土つち神かみとも申す農神）を勧請合祀され、太刀並に社領として水田三町歩を奉納す。これを神田と云う。今尚神田と云う字あり。

益躬公の時より、浮島神社は、伊予の国司、越智氏、引いては河野氏の祈願所となる。

平安時代

文徳天皇の仁寿元年正六位の上を授けられ位領田三町を献じ給ふ。

清和天皇貞観九年二月五日乙亥（今より一千九十五年前）勅祭により、伊予国正六位上浮島神に従五位下を授く、（三代実録に在り）位領田六町を献じ給ふ。

鎌倉時代

元久二年閏七月、勅命を奉じた実朝の命により、白石三郎權守家員、神殿を奉行、桂田一町、神馬一疋、太刀奉納、又牛淵美作守孝房太刀を奉納す。

元弘三年には、得能入道道治、同道綱等、社領百ノ具足、太刀、弓箭、采配等を奉納す。

南北朝時代

懐良親王の武運長久の御祈願御奉幣あり。

長慶天皇の御勅願による武運長久の御祈願執行の古文書あり。

室町時代

長祿元年、河野宮忠義王、浮島の宮に御遷行
王座屋敷に住み給ふ、楠河内守正慶 河野備後守通光

同新蔵人通郷等 御供し奉る

長祿四年三月六日崩じ給ひ 御陵に葬り奉る

安土桃山時代

浮島神社神宮相原因幡の時 三神の御面鎮座在り

御面鎮座の由来

河野玉興公の御世 今治の海辺にて 七日の間 猿楽の典を行ひし時 静かなる海上に一つの小舟現れ出て 御家人長沢左近と云うものを検使に遣はされしに 一つの箱を持ち返り公に奉る 公是れを聞き 見る中に 面象三つあり これ上筒男命 中筒男命 下筒男命三神の面なり 河野殿の御喜色斜ならず これは定めし 竜宮の猿楽を感応ありし御爾ならんと 大切に小社を 営み収め 長沢左近代々是を守護す 河野家断絶の際 河野内法師が森へ納めしを 又雨滝神社へ遷座し 神主佐伯越前是を預る 其の後故あつて浮島神社の鎮座となる

早魃の年は此の神面を祭り雨を祈るに能く奇瑞あり。
天正年間兵火の事

四国征伐に来た 小早川隆景が天正十四年一月 筑前に国替の直後 同年三月長曾我部元親に降服していた凶徒らが伊予にて謀判をおこし 神社仏閣民間に放火

し、財宝を奪取 民百姓を殺害し 所々の山中に楯こもる 福島正則今治に着くに及び凶徒等土佐に逃れ失せる
この暴徒の乱入により当社炎上 神主ならずか御神体を背負い逃れ縁起の書類御印等悉く焼く 宝物は総て奪取さる

江戸時代

加藤嘉明公神殿を再興し、三島神社と称せしめて菖蒲祭の古式を復旧す。

久松藩主、祈願所として崇敬厚く、社殿を改築され、代官雨乞の際、鳥居を西方に廻して奉納 又西方にお旅所を作らる。

享保二年八月二十七日、神主源朝臣相原肥後守宗平、浮

数索

島神社神殿を造営し浮島神を正殿に直し相原敬業、宗勝宗乗と代々浮島神の崇敬を厚くす。

明治時代

明治三年十一月、浮島神社と旧号に復し、郷社に列す。

明治十四年六月二十七日、県社に昇格す。

牛淵村三島宮 書伝 申伝

文化元子年七月 神主 相原百枝

齋宮 三島大明神

往古より浮島神社と号す。

氏下 牛淵村 濃田村南北 中野村 上村

右五カ村惣氏社

年中四度の特殊神事

一 開運祭 (旧一月十五日)

大祖大氏神 浮島上神を主神とし、御神徳を称え、朝廷国家の開運隆盛並びに氏子、地域一般の開運を祈る古来の重要神事に候

一 菖蒲祭

五月一日より七日間、菖蒲会の秘式これあり、成就の後、右菖蒲を甲冑の御守りとして、河野家ならびに御家中へも差上げ候様申伝ふ

一 夏越祭

六月晦日、夏越祭の儀、当社に古く相伝り候て、寛保年中より、時の神主相原陸奥、一己の心得、略式を以て、国家の為、御祈禱、不断年々修行仕り候

一 相殿神 御面渡御祭

当社並に北野田村社 隔年に御鎮座

渡御 秋八月二十八日

以上

尚この外に、元旦祭、祈年祭、春季例祭、祖霊祭、秋季大祭、新嘗祭等が行なわれて今日に至っている。

浮島神社の臨時特殊神事

雨乞祭 これは御面あまのこ雪ゆき、又滝見たきみ雪とも称して

河之内雨滝へ御面渡御をなし、御影移しを行ない、又

伊予郡松前浜へ渡御、同所にて竜神祭と云う。社伝の神事を執行するものである。

社記には、藩政時代に、藩命により或は代官により、度々、この祭典の行われたことが見えている。この時は五郡の代官と二十四カ村の庄屋が参列した。

浮島神社の祖霊社の由来

古文書によると天保八年、氏人の古屋敷当時の御先祖を祭祀したことから始まつていて、其の後の祖霊が合祀されているのである。

昭和三十三年からこの祖霊祭が復興されたことは、郷土史研究の過程において、古文書の発見に因をなしており、これが研究の意義有ることを感ずるものである。

考察

1 由来氏神は、其の地方の氏族の祖神を祀つたものか、又は、其の氏族に關係深いものを祀つたものである。

浮島神社は、大古、美可葦牙彦舅尊を大祖神として奉

祭した伊予物部族の大氏神である。

この伊予物部、部族の人々が、此の地方のみならず、伊予国各所に於ける農耕文化の創業者であり、他の部族とも合して、弥生式農耕文化へと移行するのである。

上古 この伊予物部族を統括する国造くにのみやつことして応神

天皇の朝、物部の越智氏が任命された。引いては越智氏を継承する河野氏が輩出する。これらは当社を大氏神として深く崇敬した。

越智為世王 為時 為高 為永の代は、浮穴地方に住し当社を中心に崇敬した。為永の孫、親孝に至り源家より養子親経を入れ河野氏を起し北温地方に住むが、親孝の実子兼孝即ち血脈上越智氏の本家は浮穴平野に分派し当浮島神社を中心氏神として尊崇した。

鎌倉時代の白石三郎家員や牛淵太郎孝房等は、この血脈の人々で守護職である。

尚北温地方の河野氏が、道後湯築城へ出てからは、当社を総氏神とし、河野氏の祈願所とした。

2 大山積神 高靈神 雷神は越智氏（後の河野氏）が、守護神即ち鎮守の神として又農耕の神として奉祭していたことは明らかで、越智氏の直轄地であつた関係から浮島神社へこの神々の御勧請となつたのである。

この当時はすでに牛淵の農耕文化も進み古墳文化を生み、村人は農神として、又守護神として崇め、精神文化を深めて行つたものと思われる。

3 牛淵霊社や堀池霊社は、牛淵氏、堀池氏の祖神であることは確實であるが、村人は牛淵中興の英傑として崇敬して来たものと考えられる。

4 鎌倉時代からは神社棟札等にも「氏子中」とか「惣氏子」と見えているので、明らかに同族団の神と云うよりも、地縁集団の神としての氏神と氏子の信仰関係が深淵になつて来ていることがうかがえる。

5 祖霊社について
霊魂不滅を信ぜざるものには、敬神も崇祖も考えられない。吉田松陰先生は不滅の魂を信じていた。かの留魂録の書き出しには「身はたとい武蔵の野辺に朽ちるとも留め置かまし大和魂」とあり、今尙

護国の霊となつていられることを信じるものである。又正季の七生報国の最期の一念も亦同前か、幾多の英霊が護国神社に祭祀されていることも相通ずるところではあるまいか。

子孫の幸福を思い、村の繁栄を願ひ、国の隆盛を祈る。これ祖霊の魂であつて、祖霊は家の守護神であると信ずることは、独善的な考えであるるか、尙伝承的には、人死して三十三年或は五十年、百年を経て、弔上を終ると死霊は祖霊となり、永遠に靈界に留まるとする宗教的見解も見受けられる。又千年、千五百年等々の遠忌も営まれているのであつて、祖霊は神道にも仏道にも居ますことが考察し得られる。

結 語

牛淵の発展過程は、累代の祖先が、由緒ある浮島神社や道音寺を中心とする、厚い敬神崇祖の精神文化を内に蔵して、祈りと感謝の生活、並に、生業としての農耕文化を築きあげ、これが伝統の村風として流れていると思われるのである。

三 牛淵靈社と堀池靈社についての考察

続伊予温故録、堀外館の事。

予陽旧蹟漫遊記に曰う。堀外は浮穴郡牛淵村にあり堀外館ともいふ。又堀家或は堀池とも称す。此の館は河野氏の分流牛淵氏の居処跡也。河野大夫親孝の二男に高井大夫兼考といふあり、浮穴郡高井の館に居る。此五男を牛淵太郎^{たかろ}孝任と云う。其子を太郎孝房と云う。

考房は元久二年七月（今から七百五十六年前）実朝將軍談判に戴せられたる伊予国御家人三十三人の内なり、其子小太郎孝清^{みよこのみよ}美作守に任せられ、子孫世々此地を領す。

註一 東鑑には牛淵太郎高家とある。

河野家譜

浮穴四郎大夫 同新大夫 伊予権介 河野大夫
 為時 孝 為綱 親孝

北条新大夫 高井大夫
 親 兼 孝

※

玄孝（高井大夫） 高元（同新大夫） 光達（新三郎） 孝光（四郎） 綱孝（小太）

高井大夫浮穴高井館高井祖
 ※ 兼 孝 一 惟孝

中川次郎川中祖 孝用（中川新大夫） 信考（浮穴権助美濃守祖）
 八郎大夫 川中氏

孝貞（白石三郎 白石氏祖） 家員（三郎大夫） 兼員（白石新大夫） 行員（白石新大夫）
 権守 浮穴白石館住

孝経 (高野五郎高野館) | 兼経 (小大夫) | 兼則 (三郎大夫) | 家孝 (三郎大夫) | 清考
権介 高野氏祖

田井五郎
田井氏祖

孝任 (牛淵太郎) | 孝房 (牛淵太郎) | 孝平 (太郎) | 孝頼 (小大夫) | 孝政 (又太郎) | 孝常 (太郎左衛門尉) | 孝行 (弾正) | 孝家 (美作守)

孝村 (田窪七郎) | 孝通 (太郎) | 通孝 (由井氏権介) | 又太郎権介

城跡甲伝へ覚。凡七百年程以前、文政元子年七月
神主相原百枝

御炊屋媛命 | 宇麻志麻志命 | 物部入新川命 | 大小市命 (荒魂社)

一 河野家御一族牛淵太郎孝任公より九代の後、同美作守孝家公迄、牛淵、田窪を領かり居城所は右両村の間、地名太郎丸と申し伝う。

一社は牛淵孝任公、孝房公、孝清公、孝平公、孝頼公、孝政公、孝常公、孝行公、孝家公右九代之御霊社 (牛淵霊社)

一 御家老、牛淵孫六、堀池稚楽頭御兩人の由、右牛淵氏之任跡は太郎丸、堀池氏之任所は田窪境の由。堀池と相唱う。此所に廟有り当村の枝村なり。

一社は右御家老、御両家之御霊社 (堀池霊社) (註)

一 牛淵三魂社三

(1) 孝房の墓は浮島神社社務所裏に、又稚楽頭の墓は堀池霊社東方に現存している。

一社は御大祖廟。正哉吾勝々速日天押穗耳尊 | 天照国彦明櫛玉饒速日命 | 天道日女命 | 天香語山命 |

(2) 四世紀に入る頃中央に於て大和朝廷の勢力が確立されると天照国照彦天火明櫛玉饒速日命の孫宇麻志麻志の裔小千命は

小市の国造に任命されこの地に定住して越智氏の祖となり、又通俊は周桑郡得能の地に住み得能の祖となり通成は石井郷南土居に住みて土居氏の祖となつた。このように兼孝は高井に住みて高井氏の祖となり、鎌倉時代孝任は牛淵に住みて牛淵氏の祖となり牛淵孫六や雅楽頭は堀池の地に住みて堀家氏の祖となつたと考えられる。

(3) 牛淵霊社は牛淵氏の祖神として堀池霊社堀家氏の祖神として祭祀されたものであろう。

(4) 東鑑によると頼朝拳兵の時伊予の河野氏は三十二人の伊予の豪族を引きつれて頼朝に味方し平家追討に大功を立て御家人となつたことが見えている。

(5) 御家人といふことは安堵状を戴いて土地を与えられ、一方君主に対し奉公（忠節をつくすこと）を契う主従関係の結びなのである。

(6) 孝房は実朝の御家人となつて田窪牛淵の土地を安堵されたものと思われる。

(7) こうした制度は終身世襲制度であつたから其の人一生は勿論世子孫にも受けつがれたのである。

(8) この様な仕組の政治は中央勢力よりも地方勢力に力があり、地方に適した政治を行うに都合がよかつたのでおそらく牛淵氏、堀池氏の政治はこの地方の、当時の人々からも受けられこの両霊社が今日まで祭祀され続けられて来たものと思われるのである。

四 道音寺と墓制についての考察

道音寺由来記。本寺は道音寺と云い山を西岸山と称し行樹院は院号なり。寺元は松山城を距る数里東南方伊予川辺浮洲の郷大人浮地に在り。平城天皇（五十一年）の御宇大同四年（今より約千五十年前）己丑弘法大師四国巡化の際此の地に来り玉うに瑞雲四方に鬘鬘し弥陀影嚮の奇瑞あり。大師歎喜措き玉わず、自ら其尊影を彫刻し併せて不動、愛染の両明王をも造り之を脇士として一箇の梵守（寺）を建立安置、供養し玉いし、靈域にして当時予州に於て大師二十四箇寺院を開創し玉うと伝える。其の随一なり。嵯峨天皇（五十二代）は之を聞こしめし深く御信仰あらせられ七堂の大伽藍を建立し玉体安穩固家鎮護の祈願所となし玉ふ然るに其後種々の事変にあり皇室の御縁薄らぎ、寺格も下運に向い幾多の年月を経て清和天皇貞観（五十六代）十三年戊子十一月十三日に至り従四位源朝臣寛王勅使として郷の浮嶋神宮の神宮寺の別当に補せらる。次で崇徳天皇（七十五代）保延五年己未八月廿八日同神社へ別当四カ寺十二坊を増加せられし時、本寺は幹司に補せらる。

其後天正年間和田山城守の乱に堂悉皆焼亡せしを以て

村民今の地に移り（天和二年よりの村移り即ち古屋敷より牛頭守への村移りのこと）堂宇を建立す。時の住職名は俊斉と云う、之を中興の師とす。

延宝六年調松山領寺院録に云う。浮穴郡牛淵村高野山金剛三昧院末吉野院道音寺大同元年十一月空海開山建立云々。

伊余温故録に云う。道音寺は天正中兵火に罹り堂宇悉く焼失其の後水害あり天和中今の地に移す。旧地には伽藍什器焼残りのものを埋め置く。今其処を経塚と称す云々。

註一 弘法大師伝によれば大師は大同元年十月二十二日唐土より日本の地に着し給う云々。授かり来り給う処のものを帝平城天皇（五十一代）へ上奏し給うに、帝御叙感天下に流布すべきよし宣旨あり云々等のことが見えている。又大同元年帰国の年は築紫の観音寺に留り給うていたことが見えているので道音寺開基大同元年十一月とあるは信じられぬいしかし「授かりし処のものを天下に流布すべし」との宣旨より察するに伊予巡錫をせられしことは想像出来得ることであり道音寺が大師の開基であることは確かであろう。

二 尙墓制について考察してみよう。墓地は祖先祭祀

の聖地として寺に設けることは既に平安朝にはじまり鎌倉時代に旺んになり、近世は宗門改めからよく普及し得たものらしい。しかし墓碑を建てることは今から二百年から二百五十年くらい前のことであるらしい。以前は葬地に碑を建てることは程んどなく手頃な石を一つ戴せておく程度のものであつたらしい。偕て道音地の所有墓地も檀家墓地とし牛頭守へ現寺を建立すると同時に設けられたのではなからうか。それ以前の埋葬地は不明でありそのため浮島神社へ祖霊社をつくり祭祀されたものと思われる。尙道音寺募地の最も古い碑は元禄十五年俊斉上人の墓（今から約二百七十年前）と思われる。そのほか古いもので宝曆、明和、安永頃からの墓碑が見受けられるのである。

三 道音寺の建立と寺院墓地制は宗祖弘法大師とのつながりや祖先祭祀、万霊供養等々信仰生活の精神文化として、その伝統を牛淵住民に培つて来たことは尊い文化遺産である。又道音寺は檀家にとりては累代の祖先の菩提七祈る菩提寺であり、本尊阿弥陀仏は生ける我々の守本尊なのである。聖徳太子は京都如意輪観音を守本尊とし、九郎判官義経は阿弥陀仏を守本尊とし、徳川家康もまた阿弥陀仏を守本尊としたことが伝記に見えている。

氏神が氏子の守護神であると同様檀那寺の本尊は檀家の
守本尊なのである。こうした菩提寺をもち守本尊を持つ
ことは人間性の本然の希求ではあるまいか。

四 天保八年の道音地所有墓地は太郎丸墓地一反五畝
九歩、竹株墓地四反一畝五歩、下樋向墓地二畝七歩と見
えている。

五 藩政時代の牛淵

大 西 隆 成

一代の英雄豊臣秀吉が、主君織田信長を本能寺に於て
暗殺した明智光秀を破つてより二年目、秀吉は四国征伐
を決意して大挙兵を伊予に進めましたのが天正十三年四
月であります。道後湯月城主河野道直は末だ二十二才の
若さでありましたが、戦利あらずと軍門に降り天正十五
年道後湯月城を去り譜代恩顧の將と共に安芸の竹原に移
り、秋末だ浅き八月の半ば千数百年（六十一代）伊予に
栄えた名家もあわれ散つてゆきましたのが、今から凡そ三
百七十年昔の事であります。

其の後松山へ賤々獄で勇名を轟かせた加藤左馬介嘉明、
蒲生忠知、続いて寛永十二年七月伊勢桑名から松平隠岐

守定行が入国し、明治二年六月に至るまでの二百三十五
年間伊予松山十五万石を十五代間領治したのであります。

この江戸時代を「泰平三百年の夢」等と云われますが
農村生活は全く苦しく決して安楽なものではなかつた様
であります。農民（当時は百姓と呼ぶ）が納める年貢米
が藩の主な財源で、これが武士の給料や藩政の費用に使
われていましたので、農は国の本と云い或は農は納と云
われたのであります。幕府は五公五民と云いまして其の
田の出来高（高）の半分を幕府に半分を百姓がとつてい
ましたが、松山藩は伊予の七ツ免と唱えて出来高の七割
を税金としてとり（末期には六公四民）其の上に水利費
とか口米とかこみ米とかが約一割程度ありましたし、長
百姓（田畑を沢山もつてゐる百姓）から田を借りてゐる
小作人は小作米を払わなければなりませんので米は殆ど
残らず、荒つきの麦のみを食べていた様でありまして、
「盆が来たら麦に米を混ぜてそれに一寸サングを入れて
……」の歌によつても當時が充分働かれる事と思いま
す。其の上に当時の百姓は奉公人、町人になる事をも、
直訴も、土地の売買も禁ぜられ、更に慶安の高札に
ある様に、「農民は木綿着の外着用すべからず、身分不
相応の住宅を建てぬ事、百姓は常々雑穀を用ひべし、米

をみだりに費すべからず、百姓男女共乗物一切停止たるべし、」中でも「男は作をかせぎ夕なへ（夜業）をし夫婦ともにかせぎ可申。」「みめかたちよき女房成共大茶をのみ、物まいり遊山ずきする女房は離別すべし。」など夫婦間に迄気を配り、更に「春秋灸をいたし煩候はぬ様に常に心掛るべし。」と実に細かい所まで配慮しております。

八木昌治氏所蔵の御触書の一節に

一家普請伊勢参宮四国行并嫁取掣樽開客来一切致間敷事（容はしていけな）

御百姓共参宮四国行村方に願出役場に於て農業に差障の有無に寄り願書御届無之者は出立不相成事（農業に差支える場合は旅行出来な）

御城下町へ罷出の節八百屋店に立寄呑喰一切致間敷事

着用物之儀御沙汰の通り堅く相守可申事云々

とありまして厳しく取締つておりますのも税金の納め手である百姓の重要さを考へての事であり、百姓から必要を税金をとりたてる事が藩政の要点であつたからであります。

初代藩主定行公が入国してより寛文六年に至る三十年

間は税金（年貢米）は検見制と云いまして、毎年秋稲の出来具合を見て廻つて年々納める石高をきめる方法でありましたが、（秋にきまるので秋免とも云う）之はいろいろ不正情実に陥り易く殊に検見の役人の饗応や贈り物の為に冗費を百姓が負担する上に藩としても税の収入が年々によつて動揺するので運営に支障をきたすし、又百姓側にとつても上作年には不作年の減収をも割増しに税をかけられる傾があるので、結局どんなに豊作でも不作でも作徳がないから増産する気持が薄らぐと言うので、寛文七年終に定免制と云つて長期間の平均作柄を基準として税高をきめる方法を取り、作のよい悪いに関係なく決められた石数を殿様に納める事にしたのが、今から凡そ三百年前の事であります。

此の様な政治の変革は、重税と天災に苦しめられたる農民にとつて一粒でも多く米を作ろうとする増産意欲にもえ、其の年村普請（お上の費用でなく村の費用でする工事）で六反八セ二六ブの田地をつぶして現在堀池上野にあります上池を築き初めておりまして、五年目に池築相整つたのであります。（而し寛文十一年池は一応出来たが水溜り悪く二十年目の元禄四年に池をつぶして新田としておりまして、其の後又池を造つています。）

又此の寛文年間には旱魃洪水などの天災に悩まされ、久米郡手鑑によると「寛文三年牛淵出作、(今の自衛隊の西南あたり)西之岡、志津川村外分と共に納不」とありますから、此の年は大旱魃でありましたので年貢米(税金)を納める事が出来なかつたのでありましょう。此の牛淵出作は田畑二〇町五反一セ十八ブ高百十五石五斗四合ありましたが、寛文四年に養水不足につきお上に申出でて久米郡梅本村へ遺すとありますから今から三百年程前に放棄しております。

松山叢談によりますと、次の延宝年間も又天災の年でもあつた様でありまして、延宝元年(今から凡そ二九〇年前)大雨あつて水害を蒙り(その為に再び検見制となる)延宝三年は旱魃、同四年は洪水、同六年七月は大雨風洪水、夏は旱魃と天災は連続し藩財政は危機に陥り、延宝七年再び定免制を發令し而かも高率をかゝげるに至つたのであります。

当時牛淵は浮島神社の南及南西の今の古屋敷と呼ばれる地帯に部落がありました、打続く水難に全く困窮してゐたであらうと推察するにたぐはきありません。

ここで再び定免制が施行せられるのでありますが、前回の定免制が僅か七年で検見制に改改されましたのは、

大百姓は割合に上田をもち水呑百姓(持田少い百姓)は比較的下田多きを為、却つて重税となり天災時には特に甚だしく小農は益々苦しむ結果となつたので、延宝元年の大雨洪水の際に遂に撤廃されるに至つた様であります。

それで今度の定免制は、松山藩も天災に対しては治水工事を行ない天災を最少限にとどめ、百姓が生産の安定と税金の公平化の為に「地ならし」と云つて一旦農地をとりあげてくじなどによつて量的に(田の広さぐあい)質的に(田のよい悪い)公平に百姓に渡す方法(詳しくは後にしるす)を林源太兵衛の肝入りで初められましたのが、天和二年でありまして今から丁度二百八十年前であります。而し此の地ならしは増税のための政策なりとして回避する村もあつた様でありましたが、牛淵大西旧記(大西篤丸氏蔵)の断片に天和二年戊午地組とありますから牛淵村は先がけて地ならしを行い、それと抱き合せて水害に度々苦しんだ今の村屋敷を浮島神社の北方の高所に移す事を決め、天和二年十二月屋敷移りを初めたのであります。それから百五拾七年間天保八年大体移り終つた(大西沢次躬良の書にあり)様であります。

大西旧書を中心として当時の村移りに就いて調べてみますと、当時道音寺は浮島神社の東南にあたる経塚にあ

つた様でありまして、嘗は伊予二十四年カ寺の大師開創の内随一なると聞し召された嵯峨天皇は七堂伽藍を建立玉体安隱、国家安隱の大祈願所としたと云われ、更に支院六十坊ありと道音寺縁起に云われておりますが、天正の戦火を受けてより百年間はさゝやかな草庵であつた様であります。(浮島神社は屋敷移りの天和二年を去る三十一年前慶安三年八月に三嶋大明神を再興し、三嶋宮齋場は村移りの七年前に再興しておりますから、村移りの少し前に漸く戦火に荒廢した神社の再建が出来上つた。棟札による。)

道音寺の中興の師と仰がれる俊斎上人は村移りに就いて(大西旧書は伝応上人となつてゐるが、伝応上人は村移り初めてより後二十一年後に住職となつてゐるので私は俊斎上人とした)は先ず丑寅(北東の方向)を鬼門と呼ばれ、陰氣の迫る所災の寄する所と云われるので京都の東北に比叡山延暦寺を建立したるも京都の鬼門を防ぐ為であり、日光東照宮も江戸の鬼門をふさいで東国を照らす故)新屋敷取の鬼門塞ぎに今の所に道音寺を移転し仏の力によつて村の災厄を防ぎ、道音寺跡へは先祖の墓を埋めた様でありまして、今経塚と呼ばれ小さな石塔が残つております。新らしき移転地の四隅は四方堅めを行

い、八ッ繩を引ききて区劃を正し恰もゴパンの目の如くして住みよい村造りに當時の庄屋相原善兵衛と共に尽力した様であります。尙此の村移りの際家々の先祖の靈を浮島神社の境内の西の牛淵靈社にたらべて祖靈社を建てて祭祀してありまして、之が毎年九月に行なわれる祖靈祭の初まりであります。

當時の牛淵の田畑は貞享検地によりますと本田八十四町九反九畝、畑十五町六反四畝、新田一町二反五畝十二歩、計百二町三畝七歩ありまして現在の面積よりは、割程少くなつておりますが、畑は現在より多く麻生分や(重信川の北側附近)下樋(内川より向う)竹株(墓地のある附近)などが相当広く畑になつておりますし、各所に畑や雑地(荒れた土地)が点在している以外は現在とは余り違いがない様であります。

当時村屋敷取は出来たけれども皆が一度にかわるのではなくて経済的に移れるものから屋敷替をした様でありまして、中予資料によりますと牛淵村でも古屋敷へは新たな宅地は認めず、入り百姓はみな新屋敷へ云々とあります様に出来る限り新屋敷へ移る様を申合せをしております。由井広美氏宅を田中と呼ぶは屋敷移りをして田の中にポツリと家が出来たので田中と呼び、北の端へ屋敷替

したので八木貢氏宅を北沖と今に呼ぶのは此の時からだ
と云われております。此の屋敷移りは其の後上村や中野
が影響をうけて行なつておる様であります。

村移りが初まつた天和、貞享、元祿と時代は移りまし
て約五十年後に有名な享保の大飢饉があります。

此の享保十七年の大飢饉に際しては松山藩で餓死三千
四百八十九人、牛馬斃死三千九十七疋、飢人一万八千五
百五人にも上り、九月二十三日松前村の百姓作兵衛は麦
種子を枕に餓死しましたが、松山藩主久松定英は餓死者
の多数いでたるは政治の不行屈のためとして、十二月幕
府から差控を命ぜられるやこれは藩政を補佐する家老の
不徳なる為と国家老山内与右衛門は切腹し果てたのであ
りますが、最近発見されました道音寺古文書並に旧記に
よりますと、享保十七年五月二十日より天候が不順とな
つて霖雨が続き、重信川は氾濫し七月上旬まで天は晴れ
ず雨尙降り続いた上に、六月初より浮塵子うじんかと言ひ害虫
が繁殖し、稲の下くきより稲葉の未まで、すきまなくつ
き、雑草に至るまで青き色なく、百万遍念仏や七カ寺或
は三十三カ寺詣りや神仏へ御祈禱等をしたり、タイマツ
をとぼして防除もしたが効無く、秋になると虫に羽根が
出来おびたゞしい程と書かれております。

百姓の死力を尽しての防除や祈禱も空しく稲は実らず勿
論納めもの等は出来ず、お上に御助米を願ひ、二百人、
三百人、今日は五百人と路頭に食物を乞うて放浪し、
松山の城下町には多人数が打連れて袖を乞ひ、終には
武家町人の家に入り「ろうぜき」にも及んだので、藩で
は城下に立入ならずの禁令を出して取締をしております。
津留（各藩で移出入を制限殊に米麦の積出輸送は厳禁し
ていた）などの關係で救助米も遅れがらで、飢人一人当
り一日分三勺六才（久米郡史）程と塩、味噌、ひじき、
ひえ、糖などがいくらかつけられた程度であつたが、物
価はあがり、米の松山相場は此の享保十五年十六年は玄
米二俵の価格が三十三匁から二十八、九匁であつたもの
が、十七年の飢饉年には実に十倍の三百二十五匁に高騰
しておりますので、草木の根まで食べて飢を忍いだ様で
あります。当時の道音寺過古帳がありませんから、詳細
は不明ですが相当の犠牲者ぎせいが出た様であります。道音
寺墓地の西南に飢死した人や倒れた牛の供養塔が享保十
七年十二月牛淵村中によつて建てられておりまして実に
いたましい限りであります。

さきに天和二年地ならしが行なわれ、其れと一緒に屋
敷移りをした事をのべましたが（丁度二百八十年前の事

ですが) 其れから百年後の安永十年、五十年後の天保八年、更に文久二年にも行なわれております。(牛淵には「地ならし」の資料が多かつたが、今は全く無い)

安永年間の地ならしの際には「面倒出来仕り候夫より邑に大へん及申候右に付き入百姓事出来庄屋(当時の村長)も役免と成り云々」とありますので、地ならしの際不正が露見して庄屋(当時は預庄屋でしたが)組頭は役を免ぜられ津吉、西野村へお預あずけになつておりまして、天保地ならしの上申書や大西旧記より考えあわしてみますと、安永年間の地ならしは庄屋地、寺社地などは居地屋敷なみに「抜き札」と云いまして田を耕作者に「くじ」によつて決めるとき動かしてはならない土地として「くじ」引せず先まづに抜きとつておく事を「抜き札」と云いますが、「役人に心安き者たち」が作徳のある田即ち良田などが「抜き札」されて、面倒のものになつたのだろりかと思われます。(其の後の寛永年間の他村の地ならしの文書をみますと其の村の庄屋は一切関係しておりません)

又此の安永地ならしの際、道音寺の北へ墓地を広めております。

天保八酉年の地ならしは、前方の失敗もあつた為か五

十年も経ずに施行せられ、村中相集り詳細の内想談をしております。(地ならしは申合書がつくられる事にはなつてゐる)

其の中から一、二を拾つてみますと、「無縁者へ屋敷一畝あて相残候所何れ、成とも村の北にて相渡し村内へは無用の事、尤宗門帳も御改の上新門(新宅)の分は本歳中に普請致候若し押方の上是又想談の事」

「村上吞竜医師不潰様屋敷取何おくなりとも御備へ置おく可下候様御想談の事」

「諸役人様は御手輕に上り候様想談の事其の節酒肴は不しなせ及申候相調可申様御想談の事」

「今度地組しなせ：：諸役、寺社、庄屋地迄割荷(地ならしの事)可致候様想談の事」

和靈田、御武運長久田など村方へ献上面倒に付き云々とか、役人が田の測量その他で直接人夫としてその申出があつても引受けず必ず代官より指名された役百姓の出夫指示に従えとか、安永の地ならしの不正を繰返さない様に細心の注意を払つた様であります。

此の天保の地ならしは

一 何反何畝何歩

内

何畝

屋敷

何畝

野菜

何畝

菜畑

切り出し本田

とありますので屋敷地、野菜地、菜（なたぬ）畑以外は地ならしをしております

無高地の内（天保七年申十二月地組の節改

六ブ

若宮 権右門屋敷内

右は改

宍ブ

社地 古屋敷

右は改

二十七ブ

水神 上の泉所

右は改

以下略

等とありますので、今迄無高地（寺社の境内や寺田などの様に税金のいらぬ土地）であつたものも施主のある小祠まで税金をかける様にした様でありまして、かなりきびしく行われた様であります。

地ならしは、かように屢々行われましたが、地形上水源の乏しい牛淵は少し日照が続きますと水が足らず、田

は白く乾いて稲はしおれ半作或は収穫皆無の年もかなりあつた様でありまして、松山藩政二百三十余年の間五十数回の天災を被つておりますから、先ず四年に一度の災禍があつた事になります。八木昌治氏宅にあります旧記の中に「享和三亥年正月十七日より六月十八日迄降雨続き平地四尺余浸水。文政六年春大旱越四カ月に涉り飲水に困候等々……」とありますし、宝歴三年重信川原井関の水とりの事で水論をしておりますし（二百年程前）「文政十二年己年大日照に村三カ村井関井に田窪牛淵寄合関にて水揚差障邑々申合大論出来仕御上の御苦勞相成奉忍入候」などありまして、水喧嘩もかなりあつた様であります。今の様に水源も増し揚水ポンプにて地下水を汲みあげる事等しなかつた時代ですから、水不足に悩まされた牛淵の村人達はあらゆる方法で以て涙ぐましい努力を払つた様であります。

先にも少しふれたと思いますが、堀池の上池などは寛文七年起工してより（今より三百年前）漏水の為北堤妨を狭めて修築、完成する迄に実に百五十年を費しております。

田窪牛淵共同水源の柳原泉も試掘しましたのが明和七年（百八十年前）ですが、水が出ず二十五年目に場所を

かえて掘り初め、九年目漸く水が出初めたとあります。

又天明元丑年、牛淵雨野田共有の三カ村泉堀方相始め三十六年の間相整候所同年五月大洪水の節押潰^{つぶ}又再掘仕漸く半分出来候役入用千式百余入申候とあります。

水源を求めて西の岡や、或は川上の吉久に池を或は泉を掘りましたが、水少く裏に苦心している様でありまして、村普請にて安永七年に掘りました上野泉土用十四、十五日しか出水しないので、寛政三亥年田窪牛淵境に泉を掘つてみたが之も水が出ず、十五年ぶりにつぶして田にしか様でありまして、其の後記に「三反余の事故御年貢米年々上候^{あがりては}而者堀入用役、潰入用役等に凡十五年の間千俵入候次第云々……水はあて成り申さず」とありまして 沢山の費用を苦しい村財政の中から各所に入れて掘つておりますが、其の殆が期待を裏切られ「水はあてにたらない。」と悲痛を詞で結ばれております。

水利慣習（四カ一或は分水、大落しなど）や三カ村堀貫水門、柳原堀貫水門（天保十年今から百二十年程前）或は五カ村泉 御養水新井手、吉久村の神谷池、水木泉 播磨カ池 五カ村井関 南方の吹上池の養水 等各地各所水源などに就ては次回に譲りますが（水利調書参照されたし）苦悶の牛淵の水利事情は大凡偲んで戴けたかと

思います。

藩政末期の文久元年八月 高八百一二石五斗三升五合に改田畑百町六反三畝 とありますから藩政初期の高九百三十石から比較してみますと百石余り年貢が軽くなつて所謂六公四民となり、水源も増加したので水不足も昔から比べると幾分は楽になつて、苦しいながらも、生気を取りもどした様であります。

江戸時代はかなり厳密な戸口調査（今の人口戸籍調査）が毎年必ず行なわれていた様であります。之はキリスト教は国禁でしたので其の徹底的取締りと浪人の取締りの為、時によつては年二回位行なわれておりました。牛淵には其の宗門人別改帖も旧書も失われておりますので明確にはわかりませんが今から百三十年前の天保年間の間地たらしの中よりひろつてみますと大凡百二十戸前後であつた様であります。それから三十年後の安政五年八月の戸口は 牛淵村家数一四八 宗門人別四九五とあります（南吉井村史による）から 現在は二百五十戸有余です。其の六割程度であつた事になるわけでありまして。藩政時代に初まつた民俗行事も数ありますが其の中の一つに祭の獅子がおります。

牛淵の獅子舞は今から凡百五十年前文化九申年八月廿

淵若衆連中（青年団）の中より周次、磯右衛門 広助、万蔵 政助 六蔵 の六名が浮穴郡井門村へ行き越後獅子を習い覚えて帰り後年隣村へも教えておられます。

尚 浮島神社秋季大祭に行なわれます。「ねり」の行事は、何時頃初められたかは不詳ですが、かなり古くから行なわれていた様でありまして其の行事は松山近辺には無く誠に貴重な行事であります。

此文化年間に初まつたものに道音寺施餓鬼があります。家々先祖や故人の霊を供養する此の施餓鬼は、此の附近では古く始めましたので、田窪、野田などの家々の霊も祭っております。文化二年に初まりましてより連綿百五十余年の今日まで続いておりまして毎年八月二十四日に世襲制の世話人によつて行なわれております。

ここに藩政三百年の牛淵の歩んで来た道を、大略述べて来ましたが、華やかな大江戸文化も、農村にあつては決して安らかなものではなくて、天災におびえながら孜々営々と村造りに、血みどろの努力を払つた私達先祖の面影を偲んで置ければ、幸甚に思います。

六 牛淵の伝承

○ お鷹殺し

大西隆成

土佐の武士助之丞、九右門と云う兄弟が乱をのがれて牛淵に来て、刀をすてて鋏をもち田畑を開いて今のサヤの神の南側に家を建てました。村人たちは新しく開いて建てた家なので新開家敷と呼びました。

ところがある年、松山城主蒲生公が「お鷹狩り」に此の牛淵に来ました時、殿様の大事にしていた御鷹を一羽浮島ヶ森附近で見失つてしまいました。殿様は早速家来や村人に命じて御タカをさがさせました所、宮の東南の田で死んでおりました。殿様は可愛いがつていた御タカが死んでいたのでお立腹になり下手人をさがせと命じました。助之丞の家来に助作と云う作男がおりましたが、御褒美欲しさに「主人助之丞が打ち殺しました」と嘘の訴えをしましたので若き蒲主の殿様は「不屈者七人殺せ」とお叫びになり早々松山へ御帰城になりました。

助之丞の三男に五才になる男の子がおりましたが、生れつき大変利口で常々村人たちは感心しておりました。

た。浮島神社の神主相原能登守ののかみは此の子が殺されるのを歎いて、大きななどてらへ打ちかけな用なものを着て隣家であるので御見舞に行き、こつそりとどてらの下にかくして連れ帰り、はさみ箱に入れ家来に云いふくめて土居村万福寺へひそかに逃し、養育を頼みました。助作の訴えを信じた家来どもは、無残にも兄助之丞は勿論乳のみ見まで、あわれ村人の助命の願も空しく成敗されてしまいました。

ところが再び浮島ヶ野にお鷹狩りに来られた殿様は、獄門に七人の「さらし首」があるので「何事か」とたづねましたので、家来は「先日のお鷹殺しの七人の百姓一家で御座居ます」と答えますと殿様は顔色をかえて「たわけ者め、一人殺せとは申したが七人殺せとは申さず」と大変御氣嫌悪く、お鷹狩もせず松山城へお帰りになりました。助之丞兄弟の墓は今もサヤの神ひらんの南の田の中に残つておりまして、村人たちは七人衆みんとして毎年八月の六十歩の念仏やお施餓鬼で盡を慰さめております。

万福寺に逃れました助之丞三男は、出家して学又上達し万福寺の住職となりました。或る日、年老いたみすぼらしい乞食が万福寺の山門に

立ち、食物をめぐんでくれと云うので、住職は何気なく其の顔を見ると何処かで見覚えのある面相、乞食も住職の顔を上げしげと見ていたが、突然乞食は脱兎たつとの如くかけ出して、初めて父を訴えた家来助作だと思ひ出した時には、もう助作の姿は見失つてしまつたと云う事であります。

○ 新 開 屋 敷

お鷹殺し七人成敗で一家断絶した助之丞屋敷へ村人は原野を新に開いたので、新開屋敷しんかいと言ひへ、上村より武智紅右衛門ら入百姓して来たが之も絶え、安永年間八倉村庄屋筋窪田安兵衛、新開屋敷に移つて来ました。八倉村庄屋が牛淵に入百姓して来たのは、

明和八年（百九十年前）の大旱魃の時、麻生市分市の井手にて五ヶ村の大水論があり、天領（幕府直かつの土地）の農民二名が郎死外に傷害者多く遂に公裁となり、備中倉敷代官所（岡山県）へ村民の男子十六才より六十才までの者すべて呼出され、

幕府の老中、松平石近将監、松平播磨守下向し、水火の責を以て拷問したが事が明らかにならないので、益々以て、むごたらしい拷問ごうもんを重ねているのを、庄屋

窪田兵石衛門正明は附添として代官所に来ておりました。余りにも村民が惨酷な拷問に次ぐ拷問に苦悶しているを見、又働き手の男すべてを久しい間かく呼出されては、村も潰れると争闘には全く関係はなかつたが、死を決意し諸民に代つて首謀者と名乗り出、安永三年二月二十三日三十四才にて極刑の死刑をうけ、村民は何れも赫免されて帰国する事が出来た。(村民其の義心に打たれ、兵衛門辞世の句「衣更着きさらぎのあわれ留めよ 法のりの道」より杜号をとり衣更着神社として祭祀した。)

此の水論に刑死した庄屋窪田家は、村追放となり牛淵に入百姓として新開屋敷に米たのである。今に窪田郡平氏居所を「新開」と言われております。

○長塚の石地藏

牛淵と野田の境に昔は、累々と塚がつらなり昼なおうす気味の悪い所でありました。

此の附近は今から六百年程の昔、南北朝の対立時代、宮方と武家両軍の激戦のあつた所ですので、幾多の將兵が数々の怨を吞んで死んでいきました。血を吸い肉を食んだ土は村人達によつて盛り上げられて塚となり、

無名の將士の怨霊の塚でありました。

村人達は此の怨霊になやまされて、故のわからない病気になるものもあつて、非常におそれて夜なと一人通る者はありませんでした。

或る夜の事、浮島神社の老神主が、里神楽きかぐらよりの帰り道、此の薄気味悪い長塚にさしかかつた時、向うの方で馬のいななきを聞いたかと思つたと、シヤンシヤン シヤンという鈴の音と共に、物々しく鎧兜に身を固めた武士が首無し馬にまたがつて宙をかけて近寄りながら、先頭の武士が「人臭い、人臭い」と云う。

神主はじつと下腹に力を入れて「われは此の地の氏神に仕える神主である。何の故を以て道をはばむか」と大音に叫ぶと、馬上の將は「我等は南帝に仕え奉つた者、七度生れて君にく尽さんとする者なり」と答えて東北に消え去つた。之を聞いた村人達は、無念の最期を遂げた幾多の將士の霊を慰めんものと塚の傍に石地藏を立てて供養したものであると云われておりました。それから数百年、長い塚は田となり或は道の盛土となり、堂宇もこわれてありませんが、裸の地藏のみが唯一基、ほつねんと田の中にたえずんでおります。(民俗と歴史による)

今もなお首なし馬の通つた道筋は、夜な夜な地鳴りがすると云われ、石地蔵の首も幾度も落ちたと云われておりまして、毎年三月岸之上組の人々によつて念仏供養が今に行なわれております。

○古味明神

山内章一氏宅の西隅にある大きな「まき」の木のもとに小祠がありますが、之が古味明神であります。此の附近を今は小字牛頭守ごすけりと呼んでおりますが、昔は古味みと云われる小字でありまして、古いホノギ帳には古味として田二町八反二十六歩と書いてあります。(貞享侯地、或は天保の書にも古味とありますが、元禄の翌年、宝永五年庄屋相原善兵衛代に牛頭天王社を造営してあります、其の社跡が今の役場でありますが祭神は「すさのおの命」みこと後世古味を牛頭守と改名されたのは明治以降かと思ひます)

此の役場の西附近を孜孜として開拓した先祖を古味と云われ、開いて田となつた所を、其の名をとつて古味田と呼ばれる様になつたと伝えられております。

毎年九月、古味(今は八木良可氏宅の屋号)屋敷内に住む八木、山内三家が開拓の先祖神、古味明神を明

るい秋月のもとで神祭をしております。
牛淵にも小字が沢山ありますが、今残つているホノギ神は此の古味明神のみであります。

○若宮

渡部要三郎氏宅の東南にあります「若宮」は、嘗は渡部家の人々が毎年祭をしておりましたが、此の「若宮」はホノギ神古味明神とは違つて先祖神として、渡部家の先祖を祭つていと伝えられています。又堀池の上野(池のある附近)に昔ありました荒魂社(今は浮島神社に合祀。天明年間の際)の分社であるとも言われておりますが(渡部家には今も荒魂社の信仰が残つております)天保七年の「地ならし」の際、無高地、権右門屋敷内、若宮、六ブ、改、となつておりますから先祖神であるかと思われまます。

○稲荷

毎年初の午まの日に、道音寺境内の西にあります稲荷堂で赤い「のぼり」をたてて初午祭が行われております。

天保年間に「新の丞屋敷前に六ブ稲荷」とあります

が、八木昌治氏の先祖が京都伏見より「勸請かんじよう」し、道音寺六十坊の一つ西福寺を現在の地に移して、稻荷堂とし、稻荷講によつて祭りが行われております。

○ 御陵 松

浮島神社の西北、道路傍一畝程の所に今小松が植えてありますが、此所を六十坊、或は六十歩と言われている。天正年間道音寺ならびに支院六十坊、兵火にかかり、堂宇悉く焼失しましたが、六十歩へ諸坊佛像の灰を集めて、戦没の屍と共に埋めたと言われています。此の六十歩には、昭和二十四、五年まで大きな古松（御陵松）があり、幹の周り六メートルもありましたが、碑にもある様に其の伝承も区々で明でありません。

浮島神社の西御旅所より少し西に下がった所に古墳があり所謂長慶天皇御陵推定地と言われた事もありましたが、河野宮忠義王の墓所等とも伝えられております。

毎年八月十五日六十歩に南中組の人々が集まつて、寺名仏名を唱えて鐘と太鼓で、念仏供養をしております。（昔は踏舞したと言かれてあり）天保年間には社

地二畝二十歩無高とあり、現在も宮から離れておりますけれども社地となつておりますから相当古い頃より浄地であつたのでありましよう。

○ 明賀塚の伝承

延元三年九月二十九日播磨塚合戦の際南北両軍の戦死者を葬りたる塚であらうと伝えられる。

大安寺ならびに香積寺記録

林邑浄土寺之北に供養塔碑彌陀尊像を以て祭る。堂宇建営、願主地藏職の地家、河野支族野中、野本、森花山、丹生谷、井上等の面々也。此塚千人塚共呼ぶ。南方北の衆戦死え遺骸埋葬所、野田井名加塚（明賀塚、名賀塚、命荷塚、現在牛淵下樋にあり）牛淵中塚（那賀塚、長塚）等此類也。尙この塚三所を含み三千百余人。

（註）

一 北朝を武家方、南朝を官方と云り。

二 林邑は拝志村のこと。

この後毎年四月十二日、彼岸中日、七月十二日、八月彼岸中日の四度西光寺、道音寺、香積寺出張施餓鬼供養、地方人民盆踊等の式を執行したりと伝えられてい

る。尙名賀塚は天保の頃渡部民衛門所有の田の中にあ
り、此塚を開きかけし所、病にかかり中止す。此時塚
穴のふた石を以て満良親王の御歌

「今朝見れば昨日ぞ去年の限りなく

霞こめたる浮島の原」

の碑となし、浮島神社境内へ建立すと伝え聞く。この
碑は現存している。明治に入りてこの地を墓地登記に
なし、「明賀家の霊」碑を建て、現在は戊亥南北両組
にて春秋彼岸中日に念仏供養を行つてゐる。又明賀塚
の十間余東の所に明賀（命賀？）義之進（武将と伝え
られる）の墓跡がある。

七、人物小伝

○文政年間の篤農家戒能辯右門小伝

文政年間伊予国宇気名郷の住人に戒能辯右衛門とい
う者あり、其の自作の在来種、田窪麦と称する種類中
より穂首の拗れたる草丈短きものを選出し栽培を試み
たるに、性強健品質佳良にして産額多く、且つ飯に炊
ぐに容易にして美味なりしを以て年々これを栽培した
るに、近隣の者その良種なるを認め竟いて同人と種子

の交換を求め来り広く栽培せらるるに至り世に拡りた
り。斯くて誰名づけたるとなく辯右衛門と呼ぶに到れ
り。辯右衛門は天明二年伊予国宇気名郷牛淵村小字堀
池に生れ、性着実に農事に熱心範を地方に垂れた
り。慶応二年八月二十九日没す。時に八十三才なり。

○安政年間の文才橋勝治小伝

勝治、雅号を襲淵斎扇二と称し、書をよくし、
屏風や軸物を書き残している、氏が大字を書するに稻
穂の筆を使用したことは、有名であつたと伝えられて
いる。尙「出雲日記」一冊、「阿鳴集」一冊、「俳諧
の影仙」三冊、「写本太閤記」百余冊等を書いてい
るのであるが、その中、俳諧の影仙が見つかつたので、
その一端を示しておく。

年がらの噂めでたき月の頃

扇二 扇二

手を打つておもはずしらず笑ひ出し

扇二 扇二

雪解の雫に草も青み出し

風阿 風阿

暖^{あた}い^か 処に遊ばする牛

行列の稽古わきからをかしがり
聲にする気でほむる眼づかひ
情ある心の底を打明かし

年忘れとて揃ふ村中

街道は湿りのとれしあり明に

年寄り馬も使ふ出来秋

月と風どちらが先に秋となる

すすき伸び立つ岡の松風

人数をきめてはじむる玉子酒

もう 氷^{こごえ} たか音のせぬ水

ねぢくれた人も心や直すらん

小店をかりて本屋はじむる

一口は立派に真似る^{好めだ} 大^ゆ夫

夜な夜な 更^{あや}る屋根の 涼^{すず}場

散るまでは折らせぬ花に番つけて

あらそひ気なき鳥の 囀^{さえずり}

尙、風阿は扇二の師と伝えられている。

慶応二年六月十二日没す。

○故重松寛勝大和尚略伝

出生。 文久三年七月十日、伊予国温泉郡南吉井村

大字牛淵窪田七内氏三男に誕る。

出家。 明治六年歳十才伊予国喜多郡大和村金山出石

寺喜寛上人の室に入り得度す。

攻学。 同上人に随つて四度加行伝法灌頂を受け内外

の典籍を学ぶ。 明治十三年高野山に登り専ら自他の宗

学を研讀し特に教相に於て声誉大に揚る。

教育。 明治十五年有志と共に共成社を設立し講学に

従事し其後同二十年大和生駒中学林に、同二十二年讚

岐高松中学林に翌年高野山大学林に各々職を奉じ専ら

宗学を講じ教鞭をとること十六年。

布教。 明治二十三年同志と謀り同学雑誌を発行し文

書伝道に努力す。 其の間同志去るに及び独力経営する

こと十有余年、後 伝燈と合併す。 其の後、管長代理

として各地を巡教し小野派管長に進むや親教に違なく、

其足跡は北は樺太、北海道南は九州、琉球に及ぶ。

住職。 明治十七年高野山観音院に住し、同二十二年

宝聚院に職じ同二十四年普賢院に普賢院外十数ヶ寺を

兼務す。

宗治、高野山教議所、京都連合法務所等に出仕し一宗の枢機に参与すること十一カ年。

學習、灌頂。明治三十六年高野山遍照光院照岡前官に随つて入檀伝燈大阿闍梨位となる。

定額、位。明治四十年定額僧となり、のち七日御修法に出仕すること二十有六回、大正十五年同大阿闍梨勸修長者となる。

法印大和尚位。大正五年高野山金剛峰寺第四百十六世寺務檢校法印大和尚位に昇進す。寺門創立。明治四十三年大阪築港の地を卜して弘法大師入唐解纜の遺跡を顕昭せんがために築港高野山禪迦院の大伽藍を創立し、昭和二年之を完成す。その規模大結構雄偉実大阪関門の一偉觀なり。

管長職。大正十年拳宗一致の衆望により真言宗小野派管長に就職し大本山随心院門跡に榮進す。

遷化。昭和三年十一月四日大本山随心院に於て奄然として遷化す。寿六十六。

弟子。親しく剱染せし者、故二条公爵令弟勝元房その他授戒灌頂の弟子等その数を知らずと聞く。

大西良実小伝

大西良実氏は、慶応元年二月五日に牛淵の旧家に生まれ、幼くして父十二代晁良を失つたが、生来学を好み廿五才で村會議員、二十九才の若齡で温泉郡選出の愛媛県會議員、或は愛媛県農會議員となり、後南吉井村長にあげられる等、地方公共事業に尽力された。

当時の進歩党に属していた氏は、犬養毅が国民党を組織するや県支部幹事として、普選促進運動に従事しておられます。

又、浮島神社の境内に南朝の長慶天皇の御陵と覚しきものゝあるのを発見し、私費を投じて学者を招き、調査考証し、宮内省に献言して天下に紹介し、宮内省より長慶天皇御陵推定地の一つとされるに至つております。

又、播磨塚へ松山歩兵二十二連隊の兵營移転を計画して与論を起こし、或は又、重信川の荒廃を歎き、河川の調査補強改修の緊急必要なるを説き、重信流域の温泉伊予十八カ村の代表として重信川の改修に尽力し、当時第二の足立重信と云われた程でした。

実業面では、伊予農業銀行松山ガス会社の創立に参与し、長らく役員も務め、壮年の頃伊予商業銀行伊予汽船会社が難局にたつたとき、故旧の委嘱止みがたく之が運営にあたり、日清戦争後の恐慌にあつて不幸倒産し、私財の大半を失い、且多年の政治生活の為に多額の私財を提供したので、晩年は不遇に陥つたが、地方公共の為に払つた功績は実に偉大と云うべきでありましょう。

安永年間の孝子仙波彌助小伝

仙派家に伝わる古文書を見るに、浮穴郡代官野沢才次郎から藩主への申達書と思われるものに、次の如く記されてゐる。

申

私、当役去る二月七日 仰せ付けられ 始めて出郷の節 村々庄屋共へ 存じ寄りの儀 数条申し渡し候 内、孝行のもの 農業に精出し農にひいで候もの共 常々心をつけ置き夏の末にも至り候はば それぞれ申し出づべく の旨 申し聞かせ候 初秋の頃 村々より、或は五人 或は七人の 書付を以て差出し候 うちその厚きを撰み褒賞を加え候中に 牛淵村より差出し候 百姓弥助孝行の次第は 農民の孝に於ては能く尽し その範と申すものにこれあると存じ候に付き 八木一俵差し遣はし候

私に褒賞を行い、これに止め候も本位無く存ぜられ候に付、内間、野田村与兵衛に申し付け、助右衛門（牛淵村長百姓）を始め村内、近村残らず相尋ね候処、別紙、伝右衛門（牛淵村庄屋）より申出候事厘毛も間違ひなく、弥助事、孝行厚きことあきなく、近村に知らざるもの之れ無き旨申し出で、助右衛門よりは別紙差出し申候（牛淵村長百姓、助右衛門は「おそれながら口上一つ」の一書に弥助孝行の事実証明をなし、代官へ申出ている）この段、吟味親方打廻り、杉浦茂八、角田与市左衛門を差遣はし候処、このもの尙申出で候は、久米郡にも近村には聞き伝え候もの多くこれあり候程の事に御座候て何れも申出に相違之れ無く申出候に付別紙に伺い書相添え差出し申候、野沢才次郎、尙、表彰文の一つを記しておく、浮穴郡牛淵村百姓、弥助、数年来老母へ孝心を尽し候段相聞くに付き、御褒美御扶持方下しおかれ、八木三俵差し遣はし候、四月、野沢才次郎、前後三回に亘つて代官表彰を受けた弥助氏であつて、以後、孝子弥助、或は牛淵の孝行屋敷といつて、近在に知られたものである。天明元年正月元日歿す

八 古 墳

重信町役場の北の太郎丸分の田より二カ（前島義旭氏発掘）南吉井小学校の南の田より二カ（山内卯三郎氏発掘）と計四カ古墳が昭和二十九、三十一年に発見され多数の土器が出土しました。此の古墳は横穴式の古墳で今から千二、三年前のものであり、出土しました土器は土師式土器と云われるもので、今浮島神社、前島義旭氏が所蔵しております。

此の古墳は地上より約二メートルの下にありましたので、千数百年間に かくも堆積された事になりますし、古墳もかなり大きな石を使い規模もりつばですので、既に牛淵には部落（村）が形成されていた事は証明され横穴の入口から考えて、部落は古屋敷附近だったのではないかと考えられます。

何れにしても古墳が発見された事は牛淵古代の歴史を知る上に貴重な発見であつたと言えます。

牛淵の歩み

あとがき

私達の郷土「牛淵」は、「岸之上」から発見されました弥生式土器（相原竜氏所蔵）或は太郎丸古墳や其の副葬品、（浮島神社・山内卯三郎・前島義旭氏所蔵）自衛隊内にある巨大な播磨塚古墳などから（江戸時代初期までは牛淵）推し進め、今から千三・四百年以前に、重信河畔の浮洲の里（田井の里）に、孜々として稲作に励む村落が形成されていたと考えるに難くありません。

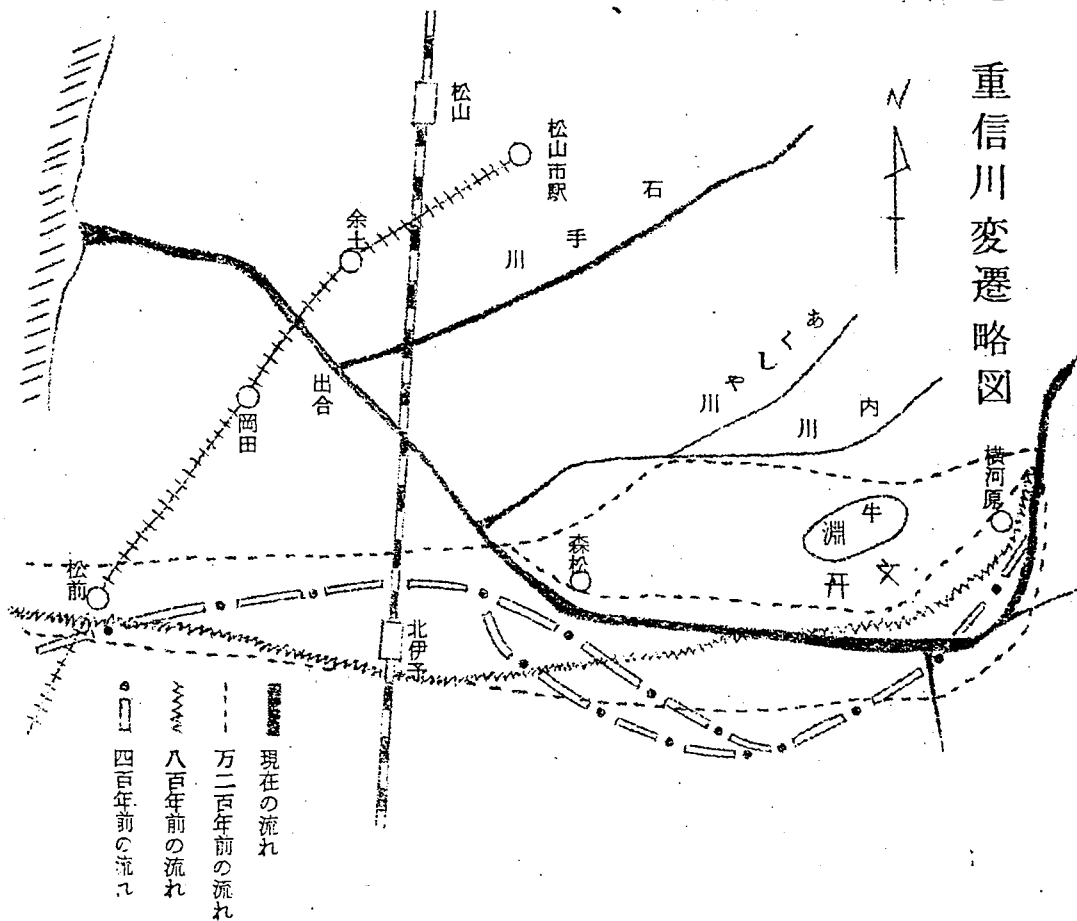
重信川南岸の上村部落の伊勢山や、津吉の山などから、無数の石器と共に、弥生式土器などが発見されており、すので、原始的なしゆ、落があつた事は当然考察されるのでありますが、約二千年の昔、弥生式文化と共に稲作が伝つて来ましたが、米を作る為には水利の便を求めざるを得なくなり、重信川流域の平地に次第に移つていつたであろうと考えられるのであります。

牛淵北方の小高い岡、播磨塚は、仁徳天皇の御子履中天皇の御孫兄弟を草深い播磨の山中より迎えして、二十三代顕宗天皇、二一匹代仁賢天皇とられました。其の時の功臣、久米部の王^{たて}が退官して住居した所と云われ、今から千五百年程昔の事でありす。

此の様な四囲の状況から推察しましても、牛淵は相当

古く開発されたと考えられるのであります。

重信川変遷略図



牛淵の歩みを知るには、先ず重信川の歴史をたずねなければなりません。

米を作る上に重信川は最も大切なかんがい源ではありますが、一方大雨の際には実に恐怖の暴君となり、忽ちにして支流が本流がとなり 時には新を川を生み何百年も流れた事があり其の変遷は想像以上だつた様であり、太郎丸古墳が二メートル余も推積されていた事実が充分物語つております。

地質学や古文書より調査した「重信川の変遷史」から重信川の流れを図示し、古代の牛淵の姿を偲んで戴きたいと思ひます。

千二百年の昔には、重信川は三支流に分れ牛淵附近に於ては、北辺の内川附近と浮島神社の南辺附近、更に一支流は南方の山の下を流れておりましたが、四百五十年程前は、現在の流れより南方の拝志地区を流れておつたのでありまして、重信川の南側に 牛淵の土地が近くまで残つておりましたのも、別に不思議な事ではないのであります。

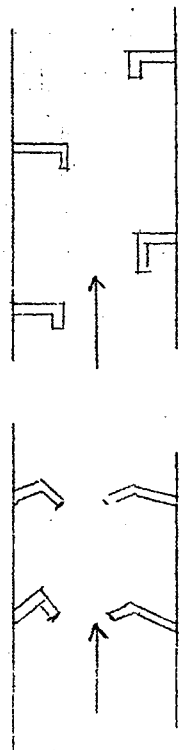
重信川の流れが図の様に幾度も変つておりますが、之は勿論土木工事によつたものではなく、自然が水路を作つたものであります。文祿十八年 加藤嘉明 伊予

松前城主として入国して来ましたが、松前城が 伊予川（重信川の事）の水禍を受けるので、家臣足立重信をして慶長二、三年、大土木工事をを行い改修しておりますが、之は森松以西であります。足立重信は 松山城築造に際し石手川を南遷改修もしております、（大正八年正五位を贈られた。伊予川を 足立重信の名をとつて重信川と呼ばれる様になつた云われております。

足立重信は 重信川の改修にあつて、浅底広幅主義を用い、提防の強化の為に図の様な工夫をこらしたとして、治水に並々ならぬ苦心を払つておりますが、上流の

重信の水制工

石手川の水制工



山野の開墾が盛んに行なわれた事などから、浅く広い川はたやすく土砂が埋没し、屢に氾濫或は沢潰などの凶となつております。二百八十年の昔、牛淵村中熟慮の末、屋敷移りを断行したのも重信川の水禍に対する萬止むを得ない自衛策だつたのであります。

重信川の変遷は 牛淵村にとつては、重大な意義があ

り、少くとも藩政時代迄は牛淵村の栄枯盛衰は重信の流れによつて決まつたとさえ云う事が出来るのであります。

牛淵が正史に初めて見えて来たのが平安時代の初期であります。醍醐天皇の御命令で、藤原時平、菅原道直が、清和、陽成、光孝の三代天皇の治政三十年間の事を書いた史書「三代実録」に、『貞観九年伊予国 浮島神に従五位の下を授く』とありまして、凡そ千百年程昔の事でもあります。浮島神が東温地区では最初の明治十四年県社に昇格され、牛淵、上村、北野田、南野田、中野の大氏神として、崇敬されましたのも、むべなるとも云えるのであります。明治初年まで、位領田二反三畝九ブ残つていました。

平安末期 源氏と平家との争斗は激しくなり、平氏追討の源義経のもとに、伊予の河野四郎通信は軍船三十隻を以てこれに応じ、ついに平氏一族を壇の浦の浪間に滅ぼしたものであります。河野通信の戦功は激賞せられ、頼朝が天下を統一して鎌倉の由比浜での大酒宴の際の第一席は勿論源頼朝 第二席が北条氏 第三席が河野通信で 此の時以来 河野家の紋章を「ちとみ三文字」として座席の記念のためにつくられたと伝えられています。大山祇神の紋章ともなっています。

(浮島神社も大山祇神を祭つていますので、拜殿の瓦や幕などに 此のちとみ三文字が書かれてあります。)通信は其の上、頼朝の妻政子の妹を妻としてゐる關係で、北条氏の夫婦ふせになり道後七郡の守護となり(道前七郡は佐々木盛綱)ましたが、疑深い頼朝の為に義経が姿をくらませるや、通信も義経との關係を疑はれ領地の一部喜多郡をとりあげられ佐々木氏にゆずらされたが、藤原泰衡が義経を殺す事をしぶつた理由で、頼朝みずから文治五年奥羽征伐の際に、さきの疑を晴らす為通信は従軍し阿津賀志山先陣の軍功により、『喜多郡の替として久米郡を賜り 建治又半国守職を賜る。元久元年閏七月御家人三十六人を管領し、建保六年一國守護となる』と予章記にあり、又三島宮御鎮座本縁では『元久二年七月 鎌倉殿から 伊予半国守職を河野通信に下し賜る。これより伊予国中の御家人の中の三十二人を通信に加えられ、向後は守護所の沙汰を止め 通信の下知を相守る可き旨申し出された』とあり三十二人の中に牛淵太郎孝房があります。又鎌倉時代の記録書 東鑑とうかんに(治承四年より文永三年)元久二年三代將軍実朝公証判に載る伊予国御家人三十二人の中に 牛淵太郎孝房(東鑑には田窪太郎。河野家譜には牛淵太郎)の名が見えておりまして、其の

子 小太郎孝清任作守代々太郎丸館にあつて此の地を領したのでありまして、牛淵孫六、堀家雅楽何れも家老職ならりと 浮島神社旧書に記されております。

尙河野通信は承久三年（一二二一年）の「承久の変」の際 兵をあげて王事につき 北条氏の大軍と交戦して敗れ 特旨を以て死一等を減ぜられ、奥州平泉に流され居る事二年 貞慶二年五月十九日客地に死す。時に六十有八、一族百四十有余人皆其の運命を共にせり」と愛媛県誌稿にあります。

鎌倉時代の武士は、自分で田畑も耕したり農民と同様質素な生活をし、常々武術に励み 一旦事あれば郎党と共に湯月城にはせ参じたのであります。

鎌倉幕府は 文永十一年と弘安四年の二回に元の大軍が攻撃して来たが、幸に神風により全滅せしめはしました。が、財政的に苦しみ、又悪政により次第に衰退の色濃ゆきと見た醍醐天皇は幕府追討の命を出した。長門探題北条時直を土居、得能氏が星の岡の戦いで破つたのが（元弘三年であり各地南朝其の勢を得、所謂建武の中興となり、武士より政治が朝廷に移りましたが、此の新政も僅か二年にして足利高氏の為に破れ 南北朝対立の戦乱益々激しくなつたのであります。

河野家も南北朝の対立に分裂し、牛淵近隣も戦乱の地となつたのであります。浮島神社の西方の塚が忠宣王或は長慶天皇（南朝三代目の天皇）の御陵推定地とか、種々の伝承（徳威カ原の戦。六十歩の御陵の松。：：：）があります。が、史実とあわない点が多々あるので、省略しますが、戦乱の地となつた事は事実でありまして、宝積寺に残存します 大般若経の裏書に『永和〇年 道音寺草庵にて写す』とあり、五百八十年程昔の事ですが、北朝の年号が記されてある事は興味深い事でありまして。

南北朝が統一し室町時代に移るのであります。此の室町時代の文明十三年（五百年程前）に、松山の石手寺山門を修理しておりますが、寄進者 志津川殿、堀殿 と石手寺文書に見えております。堀殿とは勿論 堀外館の堀家氏の事でありまして。室町幕府は政治のみだれと、内乱により所謂戦国時代となり、河野家も骨肉相食む争もあり又土佐の長曾我部の来襲もあり安土桃山時代と移つて豊臣秀吉が天下統一をなしとげ伊予湯月城主河野家も終に亡んでいつたのであります。秀吉の部将 福島左衛門太夫正則が、道後湯月城に入り伊予浮穴二郡を領したのであります。が、旧主河野家の排斥には相当手きびしかつた様であり、天徳寺旧記に「香積、道音、西光の三寺領

浮穴拜志に混入し争論屢々天正十五年八月国守護福島正則に至て裁判。双方とも没収広々」とある様に道音寺は寺領も失い苦難の道を歩むに至つた様であります。

文祿四年加藤左馬介嘉明 松前城に入り慶長五年関カ

原の戦に東軍即ち徳川方について出陣したが、旧地奪回をねらつていた河野の旧臣戒能備前守通森（元川内村大熊城主）平岡遠江守通建（元荏原城主）等が 竹原七千石村上武吉や能島内匠頭義忠等と連絡し 二百余船三千余騎を率いて竹原を出発し 三津浜に上陸したが、松前城代 佃次郎兵衛十成等の攻撃が手ぬるいので民家に駐屯し気をゆるめていた。所が此は佃十成の謀事で九月十八日夜襲を行い、村上元吉等は戦死し 残兵は一亘久米村如来寺まで逃れ、河野の旧臣たちも之に馳せ加つたが、此処でも破られ終に河野遺臣の義興は失敗に終つたと予陽郡俚諺集にあり 牛淵美作：堀池九郎次郎・堀池右馬堀池雅楽の名も見えますが、他の河野遺臣と共に戦死したか、或は四散の止むなきに至つたのであります。

後浦生忠知、続いて松平定行が松山城に入国し二百三十五年間松山十五万石を領し高き門地と豊かな封祿により、西国の雄藩として重きをなしたのであります。

藩政時代の古文書も断片的に残存しておりますが、地

ならしの土地寄帳を転載しますと

天保八年酉二月 地ならし前

一 八十四町九反九畝 本田

内

老町八反五畝二十六ブ 宮の東

貳町三反一二ブ 五月田

六反八畝 御興休

三町二反六畝一二ブ 井口

三町七反七畝二一ブ 割木

三町老反老畝三ブ 野田井手

老町三反貳畝三ブ 門田

四町三反拾三ブ 神田

七反九畝拾六ブ 宮の面

貳町八反貳拾六ブ 古味

貳町三畝拾ブ 千田

八畝十二ブ 岸之上

貳反三畝九ブ 六十歩

七反六畝八ブ 位領田

貳町貳反四畝四ブ 宮の北

五反九畝十四ブ 太郎丸

西の原

式町九反九畝式拾六ブ	出口
式町四反三畝五ブ	大畑
五町九畝拾式ブ	上野
五町式反五畝	伊賀分
四町九反八畝式拾式ブ	竹株
式町四反式畝式拾七ブ	広地
五町五反拾六ブ	二本木
四町四反八畝六ブ	横畑
三町五反式畝式拾四ブ	葛原
三町九畝式拾五ブ	四反地
式町老反八畝拾式ブ	砂子地
式町九反六畝老ブ	下樋の向
三町五反六畝三ブ	上樋の向
一町三反六畝四ブ	切り出し屋敷畑
一、拾五町六反四畝	畑方
一、老町三反五畝拾式分	新田
一、四畝式拾五ブ	新田

百式町三畝七ブ

田畑共メ

これによつて天保の頃の、牛淵の田畑の様子や、ホノギもわかつて戴けると思います。(藩政時代についての

歩みは、「藩政時代の牛淵」で述べているので重複をさ
け略します。)

慶応四年九月八日年号は明治と改められ藩籍奉遷とな
り明治二年)殿様は藩知事と改められ、明治三年三月
「百姓一統苗字御免」となつて初めて姓が許され、明治四年廢
藩置県となつて、知事様と呼ばれた旧藩主は城下を離れ
て東京に移る事になつたが、農民は藩主を城下にとどめ
て支配を願う声が高まり、久万山より多数押し出て、久
米郡陣屋など焼く暴動が行つておりますが、政治の改革
に於ける民衆の不安のあらわれでありましょう。

明治五年九月には、過古三百年村の封建的支配者だつ
た庄屋、組頭、百姓代の三役は廢止となり「庄屋は小区
長、組頭は用係と唱える事」となり、更に翌六年三月
伊予一円を愛媛県と称し小区長、用係、小走状持も廢し
て、是より小区長を戸町と唱える様にかわり、七月には、
地券が発行され、地価を定め地祖が今迄の米納より金納
とかわり地価の百分の三と一定し、地ならしが廢止とな
り土地の売買が自由となる大改革が行われ、農民は相当
動揺した様であります。

明治九年村普請にて下池が築造され(水利調書による。
八木仁平私書は明治十一年三月二十日歛初め五月十日相

調とあり)田窪に牛田小学校を設け、牛淵に分校を置いたが、明治十一年智成小学校として独立しております。此の年郡区の改正があつて、牛淵は浮穴郡より下浮穴郡に属し明治二十二年町村制実施の際温泉郡に編入され南吉井村と称する様になり、明治二十三年南吉井議會議員十二名の中牛淵より壹級大西良実、二級 大西唯五郎 二級 森十郎の三名が議員となつておりまして、近代的な村の歩みの第一歩が踏み出されております。明治初年の事に就いては八木仁平(八木昌治氏の祖父)私書に記録が残つておりまして 明治十年の項に「当年は百カ年前にも後にもなき大宝年なり云々：」明治十九年の項には「八月十三日大風吹きて氏社の大木折れ、石の鳥居みを倒る。八月二十七日大雨 県内田畑痛み少からず。本年夏は四拾日程雨なし 不思議なる年云々」とあり貴重資料であります。

以上紙数等の都合により誠に概説ではありまするが太古の牛淵(大人淵)の歩みを さぐりながら、明治二十二年の南吉井村に牛淵が合併するまでの 足跡をたどつて参りましたが、農事の余暇に集収した。

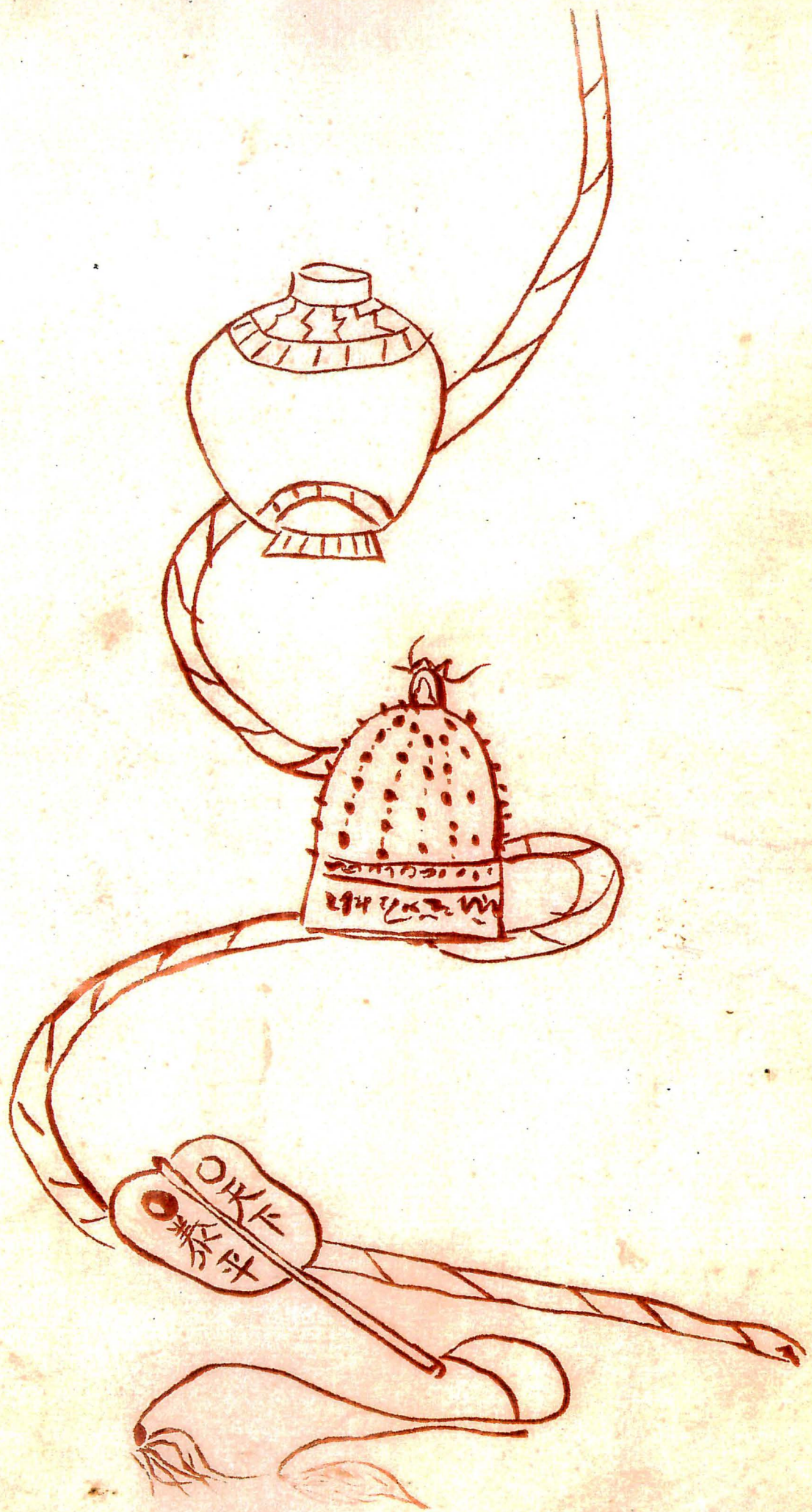
僅かな資料によつております上に、浅学の筆は其の核心を握る事が出来ず、其の考証も語謬や脱漏のある事と

思いますが、諸賢の御教示御推輓を得て是正致し度いと思ひます。

終りにあつて 長年郷土史を研究された渡部涉先生の貴重な史料が、「牛淵の歩み」を生む事が出来、又相原竜先生の御教示、大西篤丸、八木昌治両氏の進んでの資料の提供、露口文雄区長の御援助が「牛淵の歩み」の血となり肉となつて、漸く爰に編纂の筆を置く事が出来る様になつた事は、一重にこれらの方々の御協力御指導の賜であり衰心より謝意を表する次第であります。

昭和三十七年一月

大西隆成



方子庵画